

クマタクケアセンター《居宅介護・重度訪問介護》運営規程

(事業の目的)

第1条 熊本タクシー株式会社が開設する「クマタクケアセンター」(以下「本事業所」という。)が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

2 事業に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携に努めるものとする。

3 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

4 前3項のほか、「指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第78号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

第3条 本事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等(指定居宅介護及び指定重度訪問介護をいう。以下同じ。)を提供するものとする。

2 本事業所は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

第4条 本事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

2 本事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 本事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 本事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第5条 本事業所は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第6条 本事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用

者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第7条 本事業所は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 本事業所は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第8条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- ⑤その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(事業所の名称等)

第9条 事業を行う本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称:クマタクケアセンター
2. 所在地:熊本市船場町下1-3-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第10条 本事業所に勤務する職職員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者:(常勤職員 1名)
管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者:介護福祉士、又は、訪問介護員1級課程修了者(常勤 1名)
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。
3. 従業員(50名)
従業員は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。
4. 事務職員
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第11条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日:年中無休
2. 営業時間:24時間

(指定居宅介護等の内容)

第12条 本事業で行う指定居宅介護の内容は次のとおりとする。

- ①居宅介護計画
- ②身体介護
- ③家事援助
- ④生活等に関する相談及び助言
- ⑤重度訪問介護
- ⑥通院乗降介助

(利用者から受領する費用の額等)

第13条 本事業所は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 本事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 本事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、1km 当たり片道 210 円の支払いを受けるものとする。

4 本事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 本事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、熊本市、上益城郡嘉島町、益城町、下益城郡富合町、菊池郡菊陽町、合志市、鹿本郡植木町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 従業員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第16条 本事業所は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第17条 本事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 本事業所は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定居宅介護等を提供するものとする。

3 本事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第18条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本事業所は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 本事業所は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利

用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第19条 本事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、熊本タクシー株式会社と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。